

松江市産後ケア事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産後の母子に対し、心身のケアや育児のサポート、保健指導等を行う産後ケア事業（以下「事業」という。）を実施することにより、安心して子どもを産み育てる支援体制の確保を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、事業の内容は、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所型 対象者を施設に通所させ、助産師等による支援を行うことをいう。
- (2) 宿泊型 対象者を施設に宿泊させ、助産師等による支援を行うことをいう。
- (3) 訪問型 助産師等が対象者の居宅を訪問し、支援を行うことをいう。
- (4) 集団型 対象者を施設に通所させ、助産師等が複数同時に保健指導、育児指導等を行うことをいう。
- (5) 温泉型 旅館・ホテル等の施設を利用しながら、助産師等による支援及び食事や入浴、客室の提供を行うことをいう（通称「温泉ゆったり産後ケア」という。）。

(対象者)

第3条 事業の利用の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する松江市内に住所を有する産後1年未満の母親（医療行為が必要な者を除く。）及びその乳児とする。

- (1) 出産後の身体機能の回復について不安があり、保健指導が必要と認められる者
- (2) 育児に対する不安が強く、保健指導が必要と認められる者
- (3) 家族等から産後の支援を得られない者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 温泉型については、松江市内に住所を有する産後3～5か月の母親（医療行為が必要な者を除く。）及びその乳児とする。ただし、希望によりその父親の同伴も可能とする。

(支援の内容)

第4条 支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 褥婦及び乳児に対する保健指導
- (2) 褥婦に対する療養上の世話
- (3) 乳房の管理及びケア
- (4) 乳児の世話、発育及び発達の確認
- (5) 沐浴、授乳等の育児指導
- (6) その他市長が必要と認める指導等

(事業の実施)

第5条 通所型及び宿泊型は、市長が適当と認める医療機関又は助産所（以下「委託医療機関等」）に委託し、実施する。

2 訪問型は、市長が適当と認める助産師（以下「委嘱助産師」という。）に委嘱し、実施する。

3 集団型は、市長が適当と認める事業所等（以下「委託事業所等」という。）に委託し、実

施する。

- 4 温泉型は、市長が適当と認める旅館又はホテル（以下「委託温泉施設等」という。）に委託し、また委嘱助産師に委嘱し、実施する。

（利用回数等及び利用時間）

第6条 事業の利用回数は、通所型と訪問型は通算して7回以内、宿泊型は6泊以内、集団型は7回以内、温泉型は1回の出産につき1回とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- 2 事業の利用時間は、通所型は7時間もしくは3時間、宿泊型は24時間、訪問型は3時間、集団型は3時間、温泉型は4時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

（利用の申請）

第7条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、通所型・宿泊型・訪問型は松江市産後ケア事業利用申請書（様式第1号）を、温泉型は松江市温泉ゆったり産後ケア事業利用申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。集団型は委託事業所等へ直接申請しなければならない。

（利用決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定し、通所型・宿泊型・訪問型は松江市産後ケア事業利用決定(却下)通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 温泉型については、温泉旅館組合等を経由して日程を最終決定し、松江市温泉ゆったり産後ケア事業利用決定(却下)通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、事業の利用を決定した者（以下「利用者」という。）について、松江市産後ケア事業支援台帳（様式第3号）に必要事項を記載し、支援の経過について進行管理を行うとともに、適切な支援体制を確保するものとする。

- 4 集団型については、委託事業所等で申請受付を行い、利用者を決定するものとする。

（委託医療機関等への依頼）

第9条 市長は、前条第1項の規定により事業の利用を決定したときは、通所型・宿泊型・訪問型は松江市産後ケア事業実施依頼書（様式第4号）により委託医療機関等又は委嘱助産師に、温泉型は松江市温泉ゆったり産後ケア事業実施依頼書（様式第14号）により委託温泉施設等と助産師へ依頼するものとする。

（自己負担額）

第10条 利用者は、当該サービスに要する費用について別表に定める自己負担額を委託医療機関等、委託事業所等、委託温泉施設等に支払わなければならない。

（申請内容の変更）

第11条 通所型・宿泊型・訪問型の利用者は、申請した事項に変更が生じた場合は、松江市産後ケア事業利用変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により、変更申請書の提出があった場合は、速やかに内容を審査し、変更の可否を決定し、松江市産後ケア事業利用変更決定(却下)通知書（様式第6号）により利用者に通知するものとする。

(報告)

第12条 委託医療機関等は、事業を実施した月の翌月10日までに、松江市産後ケア事業実施報告書(様式第7号)及び松江市産後ケア事業利用状況報告書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

- 2 委嘱助産師は、事業を実施した月の翌月10日までに、松江市産後ケア事業記録票(助産師用)(様式第9号)及び松江市産後ケア事業実施報告書(助産師用)(様式第10号)を提出するものとする。
- 3 委託事業所等は、事業を実施した月の翌月10日までに、松江市集団型産後ケア事業実施報告書(様式第17号)を市長に提出するものとする。
- 4 委託温泉施設等は、事業を実施した月の翌月10日までに、松江市温泉ゆったり産後ケア事業実施報告書(様式第15号)を市長に提出するものとする。

(支払い)

第13条 市長は、松江市産後ケア事業委託料請求書(様式第11号)及び前条第1項の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、委託医療機関等、委託事業所等と別途締結する委託契約に基づく委託料を支払うものとする。

- 2 市長は、委嘱助産師から前条第2項の記録表及び報告書の提出があったときは、その内容を審査し報償費を支払うものとする。
- 3 市長は、委託温泉施設等から松江市温泉ゆったり産後ケア事業委託料請求書(様式第16号)及び前条第3項の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、委託温泉施設等と別途締結する委託契約に基づく委託料を支払うものとする。

(記録の整備等)

第14条 委託医療機関等、委託事業所等、委託温泉施設等は、事業の適正な実施を確保するため、事業に係る利用者の記録その他必要と認める帳票類を整備し、当該利用の期間の末日から5年間保存しなければならない。

- 2 市長は、委託医療機関等、委託事業所等、委託温泉施設等に対し、帳票類及び事業内容について必要な調査を実施することができる。

(事故報告等)

第15条 委託医療機関等、委託事業所等、委託温泉施設等及び委嘱助産師は、事業の実施により事故等が生じたときは、速やかに書面により市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第16条 委託医療機関等、委託事業所等、委託温泉施設等及び委嘱助産師は、事業の実施に当たり、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

別表（第10条関係）

通所型・宿泊型・訪問型		
利用者の区分	1回当たりの自己負担額 (※宿泊型のみ1泊あたり)	
1 生活保護法による被保護世帯	無 料	
2 当該年度分（当該年度分の市町村民税が確定していない場合は、前年度分）の市町村民税が非課税である世帯	通所型(7時間)	1,000円
	通所型(3時間)	500円
	宿泊型	2,250円
	訪問型	500円
3 上記以外の世帯	通所型(7時間)	2,000円
	通所型(3時間)	1,000円
	宿泊型	4,500円
	訪問型	1,000円
集団型（※）		
利用者の区分	1回当たりの自己負担額	
1 生活保護法による被保護世帯	無 料	
2 当該年度分（当該年度分の市町村民税が確定していない場合は、前年度分）の市町村民税が非課税である世帯	無 料	
3 上記以外の世帯	1,000円	
温泉型		
	1回当たりの自己負担額	
	5,000円	

※集団型の1・2の世帯の利用者については、松江市産後ケア事業（集団型）利用支援補助金交付要綱に基づき償還払いするものとする。